

地労第11135号
23.9.14
一部改正 防地労第13885号
25.10.16
一部改正 防地労第6556号
28.3.29

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

駐留軍等労働者永年勤続者表彰実施基準の運用について（通知）

標記について、駐留軍等労働者永年勤続者表彰実施基準について（防地労第11134号。23.9.14の別紙）3（2）、6、7（2）、8（2）及び11（1）に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、駐留軍等労働者の福利厚生に関する事務の処理について（施本業第55号（CSL）。平成19年3月30日）の別添5は廃止する。

駐留軍等労働者永年勤続者表彰実施基準の運用

1 被表彰者

次に掲げる者は、駐留軍等労働者永年勤続者表彰実施基準（以下「実施基準」という。）3に定める被表彰者（以下単に「被表彰者」という。）に含めるものとする。

- (1) 労務提供契約（基本労務契約（昭和32年契約番号DA—92—557—FEC—28, 000）、船員契約（昭和33年契約番号DA—92—557—FEC—29, 000）及び在日合衆国軍第15条諸機関の使用のための日本国政府による日本人等の雇用に関する地位協定に基づく労務協約および財務上の取決めをいう。以下同じ。）の規定に基づき雇用の終了した者で、労務提供契約の規定に基づき復職し、その後、勤続期間が10年、20年、30年又は40年に達した場合
- (2) 労務提供契約の規定に基づき雇用の終了した者で、裁判所又は労働委員会の判決、決定又は命令（次号において「判決等」という。）に基づき復職し、その後、勤続期間が10年、20年、30年又は40年に達した場合
- (3) 被表彰者であって表彰式の日までに死亡した者。この場合、表彰状等は遺族に伝達するものとする。

2 勤続期間

実施基準6（1）に定める勤続期間の計算については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 労務提供契約の規定に基づき雇用が終了し、当該雇用終了の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日が勤務を要しない日であるときは、当該勤務を要しない日の翌日）に駐留軍等労働者（実施基準2（1）に定める駐留軍等労働者をいう。）として雇用された場合は、その者は、引き続き雇用されていたものとみなす。
- (2) 1（1）及び（2）に該当する者の雇用の終了の翌日から復職の前日までの期間は、勤続期間に算入する。
- (3) 実施基準3（2）に該当する者の解雇された日の翌日から復職の前日までの期間は、勤続期間に算入する。
- (4) 次に掲げる期間は、勤続期間に算入しない。
 - ア 育児休業期間の2分の1の期間
 - イ 介護休業期間の2分の1の期間
 - ウ 自己啓発等休業期間の2分の1の期間
 - エ 業務上の傷病、子の看護休暇、介護休暇及び社会貢献休暇以外の事由による無給休暇の期間

3 表彰の延期

- (1) 実施基準3（1）ただし書に規定する解雇により雇用の終了した者のうち、判決等に基づき復職した者については、復職した後の最初の表彰式（復職した年度が同基準3（1）に該当する者として表彰を受ける年度である場合は、復職した年度の翌年度の表彰式）に延期して行うものとする。
- (2) 地方防衛局長は、被表彰者のうち、実施基準7（1）の規定に基づき翌年度以降

に表彰を延期する者について、逐次地方協力局長へ報告するものとする。

4 表彰式の実施

(1) 地方防衛局長は、実施基準8(1)に定める表彰式の実施に当たっては、次に掲げる事項について、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構支部長(以下「支部長」という。)の協力を得て、事前にアメリカ合衆国の軍隊又はその関係機関(以下「関係米側機関」という。)と協議しなければならない。協議に当たっては、表彰式出席者の都合、交通の利便性及び経済性等を考慮するものとする。

- ア 表彰式の実施日時
- イ 表彰式の会場
- ウ 表彰式の実施方法
- エ 記念品の選定
- オ 表彰式の招待者の選定
- カ その他必要な事項

(2) 地方防衛局長は、表彰式の実施に当たり、次に掲げる事項について、関係米側機関に必要な協力を求めることができるものとする。

- ア 表彰式に出席する被表彰者への管理休暇の付与
- イ 関係米側機関の出席者及び招待者の受付
- ウ 通訳
- エ 表彰式を米軍施設で実施する場合の会場、備品等の提供及び人的支援
- オ その他表彰の実施に当たり必要と認められる事項

(3) 地方防衛局長は、(1)に定める協議を経て、別記様式による駐留軍等労働者永年勤続者表彰実施計画を速やかに作成し、地方協力局長に報告するとともに、支部長に通知した後、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 表彰式会場の借上げ
- イ 表彰に必要な資材の購入又は借上げ
- ウ 表彰の実施に要した経費の支払
- エ その他必要な措置

(4) 表彰式は、次に掲げるとおり実施するものとする。

- ア 表彰式は、地方防衛局長と関係米側機関の代表者がともに実施する。
- イ 被表彰者及び招待者に対する案内状の差出人は、地方防衛局長とする。
- ウ 表彰式名等は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 表彰式名 在日米軍従業員永年勤続者表彰式

(イ) 横断幕及び立看板 別図1のとおり

(ウ) 国旗掲揚 日本国及びアメリカ合衆国の国旗

(エ) 会場設営 別図2のとおり

エ 式次第等は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 司会者及び通訳 地方防衛局又は地方防衛事務所の職員(以下「司会者等」という。)。ただし、通訳として然るべき者がいない場合、支部長に通訳支援を要請できる。

(イ) 開式の辞 地方防衛局総務部長又はこれに準ずる者

(ウ) 国歌吹奏 日本国及びアメリカ合衆国の国歌(音源でも可)

- (エ) 式辞 地方防衛局長及び関係米側機関の代表者
- (オ) 表彰状の授与 地方防衛局長が日本文を、関係米側機関の代表者が英文を、それぞれ読み上げた後、地方防衛局長が授与
- (カ) 記念品の授与 関係米側機関の代表者が授与
- (キ) 来賓祝辞 地方防衛局長及び関係米側機関の代表者が招待者の中から依頼した者により祝辞。なお、地方防衛局長が依頼する者は、関係都県知事、関係都県議会の議長、関係米側機関の所在市町村の首長、関係米側機関の所在市町村議会の議長、関係労働組合の委員長、駐留軍等労働者に係る関係諸団体の長及びその他地方防衛局長が必要と認める者とする。
- (ク) 来賓紹介 司会者等
- (ケ) 祝電披露 司会者等
- (コ) 被表彰者代表の答辞 答辞を行う意思のある者、前年度に優秀成績ほう賞を受賞した者又は勤続年数の長い者で、地方防衛局長が関係米側機関と協議の上、選定及び指名した1名により答辞
- (サ) 閉式の辞 地方防衛局総務部長又はこれに準ずる者

(5) 地方防衛局長は、表彰を受けることができる者が表彰式を欠席した場合、表彰状及び副賞を表彰を受けることができる者に支部長を通じて送付するものとする。

(6) 地方防衛局長は、被表彰者、招待者及び実施者を識別できるよう、被表彰者にあつては五葉KS-10（花径70mm、長185mm）の赤色を、招待者にあつては同ピンク色を、実施者にあつては五葉KS-11（花径55mm、長140mm）の赤色のリボンを着用させる。

5 表彰状等の作成

(1) 実施基準5（1）に定める表彰状については、実施基準10により通知される被表彰者の氏名等をもとに労務管理課において作成し、表彰式を実施する日の10日前までに地方防衛局に送付する。

(2) 実施基準5（2）に定める記念品については、予算の範囲内で労務管理課において作成し、表彰式を実施する日の10日前までに地方防衛局に送付する。

6 広報に関する留意事項

(1) 地方防衛局長は、表彰式の実施に当たっては、必要に応じ、実施日時等を公表する。

(2) 表彰式を米軍施設で実施する場合は、広報関係者の立入手続について、関係米側機関と調整を行う。

7 その他

地方防衛局長は、この通知により難しい場合は、地方協力局長と協議するものとする。

平成 年度駐留軍等労働者永年勤続者表彰実施計画

(機関名)

1 実施予定日 平成 年 月 日 ()

2 実施予定場所 _____

3 表彰予定者数

(単位：人)

区 分	4月1日在籍者	前年度の4月2日から 3月31日までに雇用の 終了した者	合 計
10年勤続者 (10年以上11年未満勤続者)			
20年勤続者 (20年以上21年未満勤続者)			
30年勤続者 (30年以上31年未満勤続者)			
40年勤続者 (40年以上41年未満勤続者)			
合 計			

4 表彰に要する経費

(単位：円)

項 目	金 額	積算内訳
合 計		—

5 招待予定者職名

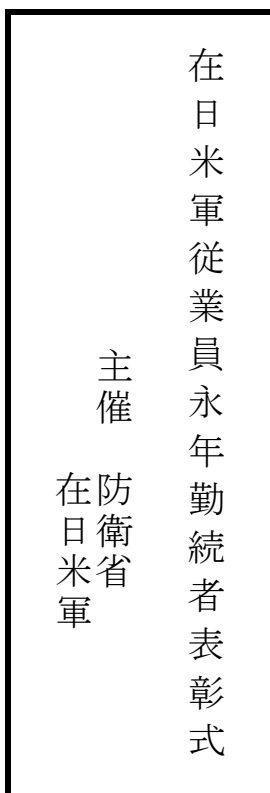
職 名	備 考

横断幕等の形式及びサイズ（標準）

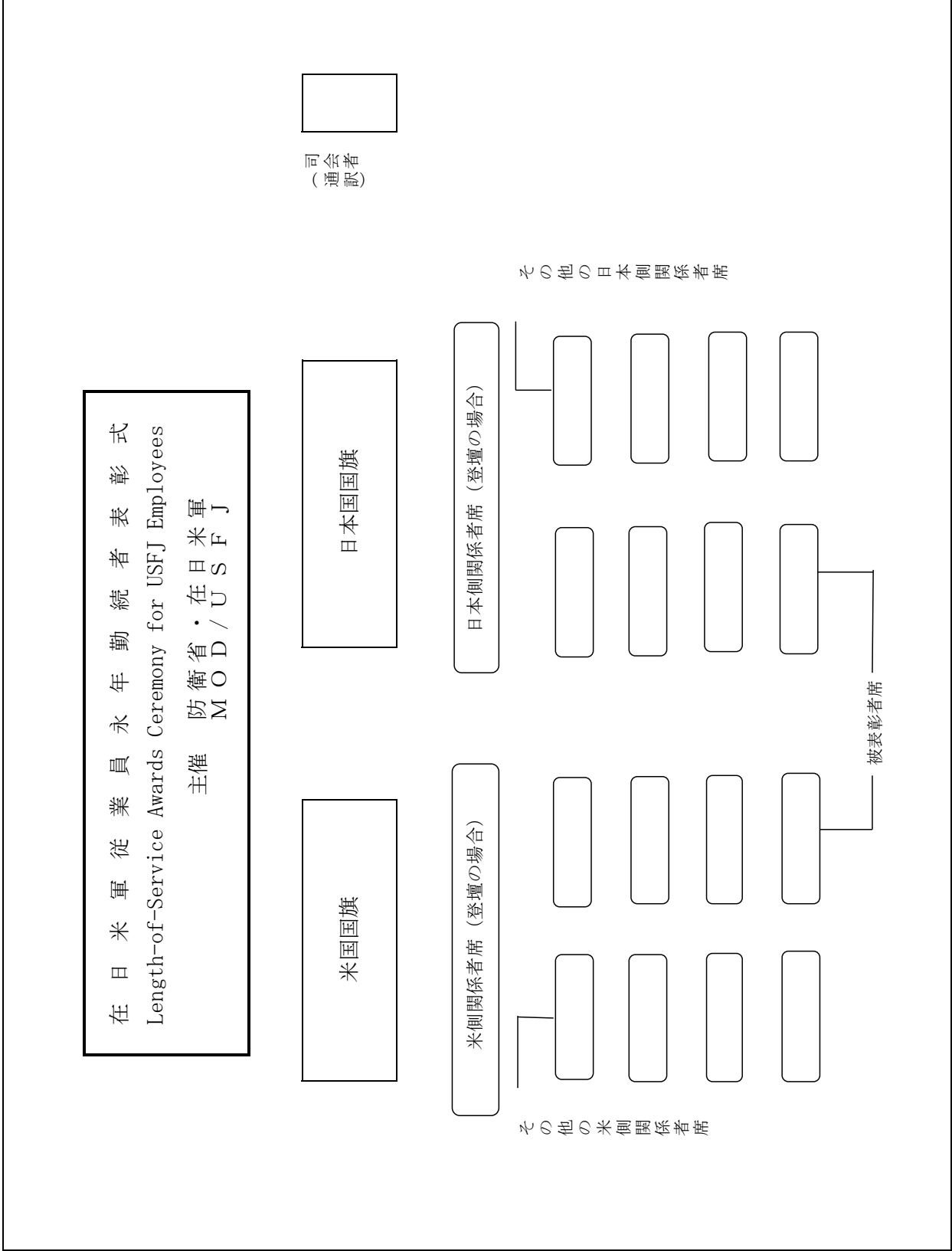
- 1 横断幕（縦：94cm、横：600cm）



- 2 立看板（縦：300cm、横：65cm）



会場設営図



注：1 表彰式場の都合から上記のとおり設営できない場合でも、国旗の配置は本図のようにすること。
 2 登壇しない日米関係者等の席次はその職務を、また、被表彰者は勤続年数・軍別を考慮して順列させるものとする。